

注記

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③リース資産

a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成27年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

徴収不能引当金

該当なし

賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、社会福祉法人全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度掛金、一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会の退職共済制度掛金の法人負担分相当額を退職給付引当金に計上している。

（4）棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は時価（再調達原価）が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価）

但し、経理規程第45条第3項に該当する棚卸資産については棚卸を省略している。

（5）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

（1）全国社会福祉協議会が実施する退職共済制度

（2）一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会が実施する退職共済制度

3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

（2）事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

（3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

（4）公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

（5）収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域福祉事業拠点 (社会福祉事業)

法人運営事業

広報・啓発事業

助成事業

地域福祉事業

ボランティアセンター活動事業

総合相談支援事業

福祉サービス総合支援事業

受託事業

資金貸付事業

イ 指定管理事業拠点 (社会福祉事業)

大張児童館管理運営事業

ウ 丸森たんぼぼこども園事業拠点 (社会福祉事業)

丸森たんぼぼこども園

エ 丸森ひまわりこども園事業拠点 (社会福祉事業)

丸森ひまわりこども園

オ 大内保育所受託事業拠点 (公益事業)

大内保育所受託事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	829,535,685	6,600,000	56,715,181	779,420,504
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	333,642,090	6,600,000	56,715,181	780,420,504

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	1,056,958,415	277,537,911	779,420,504
建物	6,886,941	1,162,813	5,724,128
構築物	118,983,253	33,859,089	85,124,164
車輜運搬具	2,859,898	748,544	2,111,354
器具及び備品	61,527,489	39,826,444	21,701,045
合計	1,247,215,996	353,134,801	894,081,195

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

大内保育所受託事業は令和3年3月31日をもって終了する。